

2011/08/02

● NHK（日本放送協会）の定義

「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、よい放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行う」協会のことである。（日本放送協会定款第3条より）

■ 公共の福祉

定説：人権相互の矛盾を調整するために認められる実質的公平の原理（≡みんなの幸せ）

■ 放送

音声・映像・文字などの情報を電気通信技術を用いて一方的かつ同時に不特定多数（大衆）に向けて送信することである。

■ 受信

通信において、信号を受け取ること。またそれを復調して情報を復元することまで含むことも多い。

■ 業務

テレビジョン放送、NHKの保有する施設又は設備の賃貸等（日本放送協会定款第4条より抜粋）

■ 国際放送

「外国において受信されることを目的とする放送であって、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のもの」と定義される。

＊「中継国際放送」とは、外国放送事業者(外国において放送事業を行う者をいう。)の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送。

＊受託協会国際放送とは、「日本放送協会の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であって、人工衛星の無線局により行われるもの」と放送法では定義している。

■ 協会国際衛星放送

NHKが行っている衛星放送を使用した国際放送で、衛星放送の機材を自分で揃えれば無料で視聴可能。